



佐賀県公報

平成15年
12月19日
(金曜日)
第 12396号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○土地収用法に基づく事業の認定

(六一八・監理課) 一

公告

○落札者等の公示

(医務課) 二

○平成十五年佐賀県林業改良指導員資格試験合格者

(林政課) 三

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・九〇) 三

公安委員会事項

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

(公告) 三

地方労働委員会事項

○労働関係調整法に基づくあつせん員候補者の氏名、履歴等

(公告) 四

○ 告示

◎佐賀県告示第六百十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十五年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 起業者の名称

東脊振村

二 事業の種類

東脊振村立東脊振幼稚園移転改築工事

三 起業地

(1) 収用の部分

佐賀県神埼郡東脊振村大字三津字迎地内

(2) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

東脊振村立東脊振幼稚園移転改築工事(以下「本件事業」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律二十六号)第一条に規定する学校の移転改築工事であり、法第三条第二十一号に該当する。よって、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第二号の要件への適合性について

学校教育法第二条において、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができることとされていることから、起業者である東脊振村は本件事業を施行する権能を有すると認められ、また、同村は一般会計により既に財源措置を講じている。よって、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 現在の幼稚園舎は、公立学校建物の耐力度調査において危険建物と位置付けられる等その老朽化が著しく、また、教室の不足等の問題が生じていることから、敷地を拡張して全面改築を行うものである。

本件事業の施行により、幼児の教育環境が大幅に改善され、幼児教育

の充実に寄与することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 他方、建築物の配置等は周辺の農地に影響がないよう計画されていること等から周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等の理由から、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 起業地は、三候補地について、幼児の教育環境としての適正等の社会的条件、工事費等の経済的条件等を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地と認められる現在敷地の拡張案が採用されている。

エ アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

東脊振幼稚園では、園舎の老朽化や教室の不足といった問題が生じていること、また、平成十三年に策定された第四次東脊振村長期総合計画で教育環境の整備（学校教育施設の改築）は主要課題に位置付けられ、幼稚園舎の改築、運動場等の整備に努めるとされていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、幼稚園の目的を実現するための園舎、運動場等の施設整備に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

(1) から(4)までで述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を満たすものと判断される。

以上により、東脊振村長より申請のあった本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
東脊振村教育委員会

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成15年12月19日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館長 齋 藤 貴 生

1 購入物品名及び数量 超音波診断装置 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 契約の相手方を決定した日 平成15年10月23日

4 一般競争入札の公告日 平成15年9月12日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社ギンヤ 佐賀営業所長 石橋秀一

(2) 住所 佐賀市鍋島三丁目14番15号

6 契約価格

40,530,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県立病院好生館業務課用度係

(2) 所在地

佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

8 随意契約にすることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号に該当したため。

平成15年10月30日に実施した佐賀県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年12月19日

合格者	青田 勝	今泉 信生	山口 克也	古賀 賢二
	淺田 慎也	阿部 久美子	山口 祐子	小川 浩一郎
	小林 和代	桃崎 一徳	中尾 一呂夫	納富 靖裕
	香月 健志	山本 秀治		

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十五年十二月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八〇八人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、七二七人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市	四三、〇五九人
唐津市	二〇、七七一人
鳥栖市	一六、一五四人
多久市	六、三二六人
伊万里市	一五、五六八人
武雄市	九、〇四二人
鹿島市	八、六六四人
佐賀郡	一九、六〇五人
神埼郡	一三、四四三人
三養基郡	一四、五七六人
小城郡	一一、九八八人
東松浦郡	一六、七八九人
西松浦郡	五、九九五人
杵島郡	一七、一五五人
藤津郡	一〇、九九〇人

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成15年12月19日

佐賀県公安委員会

委員長 井田出海

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成16年1月23日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成16年3月22日(月曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成16年1月14日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成16年2月20日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成16年3月15日(月曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする人を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする人を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地为管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

(4) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課(電話・代表0952-24-1111・内線3166)又は各警察署の生活安全課に問い合わせてください。

○ 地方労働関係各機関

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づく佐賀県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等は、次のとおりである。
平成15年12月19日

佐賀県地方労働委員会
会長 安藤高行

氏名	生年月日	委嘱年月日	現職	前歴
安藤 高行	昭16. 4. 28	平 2. 9. 12	九州大学大学院法学研究院教授 佐賀県地方労働委員会会長	佐賀大学経済学部教授
藤本美佐子	昭24. 8. 5	平12. 9. 14	弁護士 佐賀県地方労働委員会会長代理	弁護士
村上 英明	昭28. 9. 10	平14. 9. 19	佐賀大学経済学部教授 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀大学経済学部助教授
前田 和馬	昭29. 1. 26	平10. 9. 14	弁護士 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀県弁護士会会長 弁護士
井上 亜紀	昭41. 10. 6	平15. 8. 6	佐賀大学経済学部助教授 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀大学経済学部講師
木塚 登吉	昭19. 8. 13	平14. 9. 19	連合佐賀会長 佐賀県地方労働委員会委員	連合佐賀事務局長
太田 政行	昭21. 11. 5	平10. 9. 14	祐徳自動車労働組合執行委員長 佐賀県地方労働委員会委員	祐徳自動車労働組合書記長
大串 賢治	昭22. 7. 20	平12. 9. 14	自治労佐賀県本部執行委員長 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀県職員労働組合執行委員長
伊藤 昇	昭25. 7. 2	平14. 9. 19	佐賀県平和運動センター事務局長 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀地区労働組合会議事務局長
諸泉 定次	昭28. 8. 28	平 7. 10. 4	全国一般労働組合佐賀地方本部特別執行委員 佐賀県地方労働委員会委員	全国一般労働組合佐賀地方本部書記長
青山 祐二	昭19. 2. 14	平元. 9. 20	佐賀県経営者協会専務理事 佐賀県地方労働委員会委員	佐賀県経営者協会常務理事
鶴田 徹	昭20. 2. 13	平10. 9. 14	昭和自動車株式会社自動車事業本部取締役副本部長兼貸切事業本部長 佐賀県地方労働委員会委員	昭和自動車株式会社取締役総務部長
上田 正弘	昭21. 7. 24	平12. 9. 14	久光製薬株式会社取締役生産本部長兼鳥栖工場長 佐賀県地方労働委員会委員	久光製薬株式会社取締役原価管理センター長兼開発購買部長
真崎 泰裕	昭24. 1. 10	平11. 2. 3	株式会社戸上電機製作所取締役管理本部長兼総合企画部長 佐賀県地方労働委員会委員	株式会社戸上電機製作所取締役管理部長
福田 綱吉	昭27. 10. 17	平15. 12. 3	株式会社名村造船所総務部長 佐賀県地方労働委員会委員	株式会社名村造船所総務部人事課長
石田 解雄	昭20. 11. 15	平14. 6. 5	UIゼンセン同盟佐賀県支部支部長	ゼンセン同盟徳島県支部支部長
坂口 俊輔	昭22. 5. 26	平12. 1. 5	連合佐賀県連合会事務局長	連合伊万里・西松浦地域協議会事務局長
武重信一郎	昭27. 12. 24	平15. 5. 21	新九州電力労働組合佐賀支部執行委員長	新九州電力労働組合佐賀支部副執行委員長
大久保正人	昭31. 4. 15	平15. 5. 21	全国一般労働組合佐賀地方本部委員長	佐賀県労働金庫労働組合委員長
次村 泰典	昭28. 8. 16	平 6. 10. 5	名村造船労働組合執行委員長	名村造船労働組合書記長
田中 英寿	昭 6. 12. 12	平 2. 10. 3	株式会社香蘭社主幹	株式会社香蘭社専務取締役
橋村 稔	昭13. 5. 11	平 6. 10. 5	祐徳自動車株式会社常務取締役(経理・財務担当)	祐徳自動車株式会社総括部経理財務企画担当取締役
日名子泰通	昭19. 4. 7	平15. 8. 6	九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	九州電力株式会社資材燃料部長

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県総務部総務学事課

辻本 武久	昭22. 9. 6	平13. 8. 1	王子板紙株式会社佐賀工場統括事業部 上席主幹	王子製紙株式会社佐賀工場事務部長
池田 義雄	昭23. 3. 28	平14. 3. 20	株式会社名村造船所資材部長	株式会社名村造船所総務部長
野口 邦博	昭20. 12. 13	平15. 4. 2	佐賀県地方労働委員会事務局長	佐賀県総合福祉センター所長
田中 誠	昭24. 4. 26	平15. 4. 2	佐賀県地方労働委員会事務局総務調整 課長	佐賀県中部福祉事務所副所長
山口 裕史	昭25. 1. 9	平13. 4. 4	佐賀県経済部労働課長	佐賀県福祉保健環境部児童青少年課少 子対策室長
田原 正夫	昭21. 8. 21	平14. 4. 3	佐賀県佐賀労政事務所長	佐賀県女性就業援助センター所長

平成十五年十二月十九日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所
 発行定日 毎週月水金曜日
 印刷企画(株)